

【文京区】融資をあっせん、利子の一部を補給します！

中小企業者向け資金融資あっせん

融資制度

区内中小企業者の皆様が事業経営の安定や経営基盤の強化に必要な融資を低利で受けられるよう、取扱金融機関に対して、文京区が融資をあっせんする制度です。あっせんによる融資が実行された場合には、区が利子の一部を補給します。

※融資あっせん申込についてはページ下部より、利子補給など、制度に関するお問い合わせは、文京区経済課産業振興係（03-5803-1173）までお問い合わせください。

文京区の融資あっせんが受けられる方

- ①文京区内に主たる事業所（法人企業は本店登記も）を有し、区内で同一事業を引き続き1年以上営んでいること。（区内に本店登記はあるが営業実態がない場合や、本店登記の移転後1年未満の場合は対象になりません。）
- ②申込みをする日までに納付すべき（納期の到来している）住民税（法人の場合は法人住民税）及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合は所得税）を完納していること。
- ③東京信用保証協会の定める「保証対象業種」を営んでいること。
- ④個人事業者にあつては、収入金額の過半数を当該事業から得ていること。
- ⑤許認可等を必要とする業種にあつては、その許認可等を受けていること。
- ⑥あっせんを受ける資金の用途が適正であり、かつ返済能力があること。

※バーチャルオフィス（常時利用可能なデスクやスペースがなく、「登記のみ」「郵便受取のみ」等で契約している営業実態のないオフィス）を契約している事業者についてはあっせんの対象外。

融資あっせん申込み・お問い合わせ

受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前9時30分～午後4時30分

受付場所 東京商工会議所文京支部
（文京シビックセンター地下2階）

電話番号 03-5842-6731

※創業相談のみ予約制です。

※申請には要件があります。

詳細は下記までお問い合わせください。
また、本事業についてのパンフレットは下記で配布しています。

文京区中小企業者向け融資あっせん制度のご案内

■文京区中小企業向け融資あっせん制度とは

本制度は、融資あっせんを行う金融機関と連携し、区内に主たる事業所を有する中小企業者に対し、低利で融資をあっせんする制度です。融資が実行された場合には、区が利子の一部を補給します。

※創業相談のみ予約制です。

■実施業種ごとの利用可能な方

業種	従業員数
製造業	300人以下
建設業	300人以下
卸売業	150人以下
小売業	150人以下
サービス業	150人以下
その他	300人以下
農業	500人以下
漁業	500人以下
畜産業	500人以下

※申請には要件があります。

東京商工会議所文京支部
TEL 03-5842-6731 (昼間)

お問い合わせ先

東京商工会議所文京支部（文京シビックセンター地下2階）
☎ 03-5842-6731
<https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyoushigoto/chuushou/yuushinintei/yuushiasse/index.html>

